

第七十二号議案

江戸川区議会議員選挙及び江戸川区長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年十一月二十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区議会議員選挙及び江戸川区長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

江戸川区議会議員選挙及び江戸川区長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成六年十月江戸川区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号イ中「一万五千三百円」を「一万五千八百円」に改め、同号口中「七千三百五十円」を「七千五百六十円」に改める。

第五条及び第七条中「七円三十銭」を「七円五十一銭」に改める。

第八条中「三十万千八百七十五円」を「三十一万五百円」に改め、同条第一号中「五百十円四十八銭」を「五百二十五円六銭」に改め、同条第二号中「二十五万五千二百四十円と二十六円七十三銭」を「二十六万二千五百三十円と二十七円五十銭」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の江戸川区議会議員選挙及び江戸川区長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙から適用する。

(説明)

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)の改正を踏まえ、江戸川区議会議員選挙及び江戸川区長選挙における選挙運動の公費負担の限度額を引き上げる必要があるので、本案を提出いたします。